

寄付金規程

(改定前までの名称「寄付金等取扱規程」)

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人マニー松谷医療奨学財団（以下「この法人」という）が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 一般寄付金 広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄付金
 - ② 特定寄付金 広く一般社会に、用途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄付金
 - ③ 特別寄付金 前各号のほか、個人又は団体から受領する寄付金
- 2 この規程における寄付金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(一般寄付金の募集)

第 3 条 この法人は常時一般寄付金を募ることができる。

2 一般寄付金は、寄付金総額の 50%以上を公益目的事業に使用することとして募集しなければならない。

(特定寄付金の募集)

第 4 条 特定寄付金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金用途及びその他必要な事項を記載した書面を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

2 特定寄付金は適正な募集経費を控除した残額の全部又は一部を、公益目的事業に使用することとして資金用途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の 30%以下でなければならない。

(募金目論見書に交付等)

第 5 条 特定寄付金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

(特別寄付金)

第 6 条 この法人は個人又は団体より特別寄付金を受領することができる。

2 前項の寄付金について寄付者から資金用途及び寄付金の管理運用方法について条件が付されているときは、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。

(情報公開)

第7条 この法人が受領する寄付金については、公益社団法人又公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備え置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第8条 寄付者に関する個人情報については、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(細則制定報告)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が寄付金規程細則に定め、後日理事会に報告するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

1. この規程は、2020年3月26日から施行する。
2. この規程の変更は、2020年8月11日から施行する。(公益認定による名称変更。)
3. この規程の変更は、2021年11月16日から施行する。(2021年11月16日理事会議決)
4. この規程の改定の主な理由は、規程名称の改定と第4条2項の記載の修正であり、2024年6月6日から施行する。(2024年6月6日理事会決議)